

新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議
これまでの議論の整理（案）に関する意見

東京都立あきる野学園
校長 市川 裕二

【意見 1】

新しい時代の特別支援教育の在り方を示すにあたり、特別支援学級や特別支援学校の教育内容の充実について、しっかり明記する必要がある。

I. 特別支援教育を巡る状況と基本的な考え方

（これからの特別支援教育の方向性）

- 特別支援教育を巡る状況の変化も踏まえ、インクルーシブ教育システムの理念を構築し、特別支援教育を進展させていくために（後段略）

【意見】

特別支援学校において、新しい学習指導要領が公示された。特別支援学校の学習指導要領は、小中学校との連続性を重視したことが、大きな改訂点であると認識している。こうした流れの中で、特別支援学校の教育内容は、新しい時代に対応するため、例えば、「教科学習の充実」等、さらなる教育課程や教育内容の充実が求められると考える。合わせて、特別支援学校学習指導要領を参考にできる小中学校の特別支援学級等の教育内容の充実も大きな課題である。

新しい時代の特別支援教育の在り方を示すにあたり、特別支援学級や特別支援学校の教育内容の充実について、どのような方向が良いかを検討し、しっかり明記する必要がある。

【意見 2】

「知的障害」を近年の診断基準や診断カテゴリーの変化を踏まえて、発達障害との関係を含めて、抜本的な見直しの検討をすすめる必要があると考える。

II. 障害のある子供の学びの場の整備・連携強化

3. 特別支援学校における教育環境の整備について

（指導体制の整備）

特に発達障害については、それだけでは特別支援学校の対象障害種ではないものの、成長とともに精神疾患の症状が顕在化し、特別支援学校で学習することが必要な者もいるため、専門家の知見を活用しながら発達障害の特性を踏まえた支援の充実を図る必要がある

【意見】

○下線部分の特別支援学校は、どの障害種別の特別支援学校を指しているのか？学校教育法施行令第二十二條の三に規定する就学基準にてらすと病弱者になると考えるが、病弱特別支援学校に就学することが現実的であるのか？

◎学校教育法第 72 条に定められた、特別支援学校が、対象とする「視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者(身体虚弱者を含む。以下同じ。)」の 5 障害の規定の「知的障害」を近年の診断基準や診断カテゴリーの変化を踏まえて、発達障害との関係を含めて、抜本的な見直しの検討をすすめる必要があると考える。

◎学校教育法施行令第二十二條の三に規定する就学基準は、平成 14 年に医学、科学技術の進歩等を踏まえ、教育学・医学の観点から改正したあと、18 年間見直しがなされてなく、昨今の医学等の状況を踏まえ、知的障害については、検討が必要であると考え。

<平成 14 年の就学基準の改正>

区分	程度（改正前）	程度（改正後）
知的障害者	1 知的発達の遅滞の程度が中度以上のもの 2 知的発達の遅滞の程度が軽度のもののうち、社会的適応性が特に乏しいもの	1 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの 2 知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないもののうち、社会生活への適応が著しく困難なもの

<知的障害特別支援学校の状況>

※知的障害特別支援学校高等部に、中学校の自閉症・情緒障害特別支援学級の少人数指導で学んできた生徒が入学を希望する場合は、知的障害をあわせ有していないと入学ができない。こうした学級等で学んできた生徒の保護者は、特別支援学校への入学を希望することが多い。

※知的障害特別支援学校高等部に入学する段階では、医師の診断書等で、「知的障害がある」と診断された生徒が、卒業時に療育手帳が取得できないことがある。

※全国特別支援学校知的障害教育校長会による令和元年度の情報交換資料によると療育手帳を取得していない児童生徒数は次のとおりである。（注釈：調査に協力した学校の児童生徒数であり、学校基本調査等の数とは異なってくる）

学部	小学部	中学部	高等部	高等部職業・専門学科等
療育手帳を取得していない児童生徒数	1576 (4%)	944 (4%)	1945 (4%)	542 (5%)
在籍児童生徒数	31866	22409	45048	10631

【意見 2 の関連事項】

I. 特別支援教育を巡る状況と基本的な考え方 (特別支援教育を巡る状況の変化)

⇒各障害の医学や科学技術の進歩等のことは、触れなくてよいのか。

診断基準の変化や障害種のカテゴリーの変化、知能の捉え方の変化 など

(これからの特別支援教育の方向性)

障害のある子供の教育的ニーズの変化に応じ、学びの場を変えられるよう、多様な学びの場の間で教育課程が円滑に接続することによる学びの連続性の実現を図る。

⇒特別支援学校学習指導要領において、知的障害の児童生徒だけ、別枠で記述されていることが、多様な学びの場の連続性を保障するのか。そもそも、インクルーシブ教育システムを謳いながら、学習指導要領が別れていることは教育の分離にならないか。学習指導要領は、障害があるなしにかかわらず同じものとし、合理的配慮の観点から個に応じた指導を充実に図ることを明記することで、インクルーシブ教育システムの実現につながると考える。

II. 障害のある子供の学びの場の整備・連携強化

2. 小中学校における障害のある子供の学びの充実

(通級による指導等の在り方の検討)

知的障害があったとしてもその程度が軽度で、通常の学級での学習活動に概ね参加している者は通級による指導の対象に加えることも考えられるとの意見もあった。他方、知的障害のあるものには特別支援学級での指導が効果的との考えもあり、この点については引き続き検討が必要である。

⇒知的障害という概念で、捉えているために、こうした2つの意見があるのではないか。知的障害と判断される児童生徒でも、全般的な遅れの児童生徒と発達のアンバランスで平均すれば遅れがあると判断される場合があり、そもそも、知的な遅れがあるか、ないかを基準にすることについての抜本的な検討が必要ではないか。

⇒小中学校の特別支援学級が、今後どうなるべきかの視点が記載されていないが、検討する必要があると考える。特段、知的障害特別支援学校の教育内容の充実と関連して、設置学級が最も多い知的障害特別支援学級の在り方や、担任の専門性向上や教育課程等についての検討が必要である。

4. 高等学校における学びの場の充実

(発達障害等のある生徒への支援)

高等学校において障害のある生徒への支援や指導を充実させるため、特別支援学校との更なる連携強化が必要である。このため、特別支援学校の高等学校に対するセンター的機能の充実が必要である。

⇒そもそも、特別支援学校が対象とする障害は、学校教育法第72条には「特別支援学校は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者(身体虚弱者を含む。)に対して(以下略)」と示されている。特別支援学校の数が最も多いのは、知的障害特別支援学校であり、この学校に在籍している生徒は、発達障害であっても知的障害のある生徒であり、この学校が高等学校の発達障害の支援や指導を支援することには、限界がある。

【意見 3】

特別支援学校と小・中学校等の学校間の交流及び共同学習については、特別支援学校の所在地の小・中学校等で行われる「特別支援学校の地域の学校との交流及び共同学習」と、児童生徒の居住地の小・中学校等で行われる「居住地交流」と分けて論じる必要がある。

また、副次的な籍の活用や特別支援教育コーディネーター活用だけではなく、より積極的に交流及び共同学習を推進する方法の検討が必要ではないか。

II. 障害のある子供の学びの場の整備・連携強化

3. 特別支援学校における教育環境の整備

(副次的な籍の展開)

副次的な籍等を活用した学校間の交流及び共同学習が継続的に行われるためには、特別支援教育コーディネーターを中心とした学校間や家庭等との連携強化や特別支援教育支援員の活用が求められる。

【意見】

平成31年度の全国特別支援学校長会の全国調査による特別支援学校と小・中学校等との交流及び共同学習の実施の結果は次のとおりである。(この調査は、全国の特別支援学校長から直接回答をもらったもので、各都道府県の制度や施策等が反映されてものではない)

<居住地直接交流と学校間交流の実施率>

	幼稚部	小学部	中学部	高等部
居住地の学校等と直接交流をしている児童生徒がいると答えた学校	62.1%	91.2%	74.5%	25.7%
地域の学校と学校間交流をしていると答えた学校	69.9%	73.2%	70.2%	75.9%

<在籍している児童生徒のうち、居住地の学校と直接交流をしている者の割合>

	幼稚部	小学部	中学部	高等部
20%未満と答えが学校	46.5%	31.7%	63.9%	79.1%
20%以上50%未満と答えた学校	14.0%	35.2%	21.4%	3.9%
50%以上80%未満と答えた学校	13.2%	19.3%	5.4%	2.0%
80%以上と答えた学校	26.3%	13.0%	9.2%	15.0%

<副次的な籍>

副次的な籍があると答えた学校	副次的な籍がないと答えた学校
21.6%	78.4%

居住地の学校との直接交流をしていると答えた学校は、高等部を除いて、6割以上と比較的高いが、一方、実際に居住地の学校で直接交流をしている児童生徒数は、小学部を除いて、在籍児童生徒の2割未満が多い。小学部も、5割までと答える学校が多い。約7割以上の学校で、地域の学校との学校間交流をしていると答えているが、学校間交流を実施していないと答える学校も2割程度ある。平成21年に東京都等が副次的制度を開始し、10年以上が経過する。にもかかわらず全国的には、副次的な籍があると答えた学校は2割程度である。

副次的籍の活用による居住地の学校との交流は、各生徒の状況による個人的な交流であり、学校間の交流は、学校同士の組織的な教育活動である。その二つを同じに語ることはできないのではないか。

また、交流及び共同学習は、副次的な籍や特別支援教育コーディネーターの活躍等で、実施率が、ある程度高まってきているが、より一層の推進を目指すならば、こうした活用以外の抜本的な制度上の推進策を検討する必要があると考える。

さらに、特別支援学校の特別支援教育コーディネーターは、地域のセンター的役割として学校内外の特別支援教育の推進に役割を担っており、副次的な籍を活用して個人的な直接交流や学校組織としての学校間交流の仕事は大きな負担になっている。特別支援学校や小中学校等に、交流及び共同学習の調整を担当する「新たな職」の配置等が必要であると考える。

【意見 4】

就学前の障害のある幼児を支援する機関は、幼稚園や保育園だけでなく、多岐にわたるため、障害のある幼児の教育・療育の現状を十分に調査した上で、整備・連携強化を行う必要があると考える。

II. 障害のある子供の学びの場の整備・連携強化

1. 就学前における早期からの相談・支援の充実

(幼稚園等の支援体制の整備)

幼稚園等における特別支援教育を推進するための人的体制等は必ずしも十分でないため、特別支援教育コーディネーターの指名等の園内体制の整備や外部専門家等との連携による人的体制の充実とともに、特に幼児教育の観点から特別支援教育を充実するために教師や特別支援教育支援員の資質向上に向けた研修機会の向上が期待される。

【意見】

◎特別支援学校に入学する児童の「幼児期における教育・療育機関等の利用状況」について、東京都近郊の知的障害特別支援学校数校を対象に簡単な調査を行った。この結果、次のことがわかった。障害のある幼児の教育・療育の現状を十分に調査した上で、整備・連携強化を行う必要があると考える。

- ① 知的障害特別支援学校に入学する児童は、幼稚園や保育園だけの利用は極めて低い
- ② 幼稚園や保育園を利用しないで、発達支援センター等を利用していることが多い
- ③ 幼稚園と保育園に加えて、公立の発達支援センターを利用していることが多い

- ④ 発達支援センターを2つ以上利用している場合もある
- ⑤ 民間の塾や発達支援センターを利用していることが多い

この調査は、知的障害特別支援学校を対象に行ったが、視覚障害・聴覚障害・肢体不自由の特別支援学校の状況や、通常の小学校に入学する障害のある児童の状況についても調べる必要があると考える。全国特別支援学校長会は、次年度の全国調査の項目に入れることを検討している。

【意見 5】

特別支援学校の教師の専門性の向上のためには、大学における教員養成課程の改善が必要であるという全国の校長の声が非常に多くある。養成課程の授業内容の改善を含む検討について、十分に明記してほしい。

Ⅲ. 特別支援教育を担う教師の専門性の向上

3. 特別支援学校の教師に求められる教師の専門性

(養成)

- 特別支援学校の教師に求められる専門性は多岐にわたる一方で、養成段階で現状以上の単位の修得を求めることは、学生の過度な負担となり特別支援学校の教師を目指す者の減少にもつながる懸念がある。

【意見】

令和元年度に全国特別支援学校長会が全国の特別支援学校長を対象に、アンケート調査をした結果、特別支援学校の教師の専門性の向上のためには、大学における教員養成課程の改善が必要であるという声が非常に多く寄せられている。その意見のいくつかを紹介する。

- 教員養成大学の指導（実践的授業の実施、戦力となる教員の育成）の充実。
- 座学中心ではなく、現場における勉強の機会の拡充。現場の学校の実践と関連付けた勉強の充実、教育実習の充実（期間の延長）、教育実習等で現場になれるシステムの構築。
- 教員養成の在り方の検討が必要。教員のインターンシップ制度、若しくは医師の臨床研修制度のような教員研修制度の創設
- 視覚障害教育、聴覚障害教育が学べる学科の増設
- 国レベルでの標準教員養成カリキュラムの作成、自立活動の指導について学べるカリキュラムの設置
- 大学での修学期間を4年にこだわらず、3～4年で基礎免許を取得した後、1～2年で特別支援学校教諭免許に関する単位取得
- 大学において、理論だけの講義だけではなく、手話などのコミュニケーション手段・身体の動き・コミュニケーション・摂食指導・バイタルチェック・人間関係の形成・行動療法・ICTの実践等、実技や演習を取り入れた講義を増やす

【意見 6】

特別支援学校高等部卒業後の生徒の就労等後のアフターケアは、確たるものとして制度化されているわけではない。特別支援学校の役割として、予算措置を含めた検討が必要である。

V. 関係機関の連携強化による切れ目のない支援の充実

3. 卒業後の連携

特別支援学校、企業、ハローワーク、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携した就職時及び就職後のアフターケアなどの就労支援の充実が必要であり、そのためには、教育における個別の教育支援計画と、福祉におけるサービスの利用計画や事業所の個別支援計画、労働における移行支援計画とが一体的に情報共有や情報提供ができるような仕組みの検討が必要である。

【意見】

ほとんどの知的障害特別支援学校は、学校卒業後の進路先への訪問や卒業後の進路変更の支援等を実施している。その期間は、特に定められているわけではなく、様々である。東京都の場合は、概ね3年間としている。知的障害特別支援学校の進路担当は、在籍の生徒のみならず、卒業生についても、進路先の出向き相談したり、また、離職した卒業生の再就職の支援を行ったりしている。予算措置を含めた、踏み込んだ制度の構築が必要であると考える。

【質問 1】

特別支援学校等が障害のある子供にとってのセーフティネットとは、なにか？

I. 特別支援教育を巡る状況と基本的な考え方

(特別支援教育を巡る状況の変化)

特別支援学校等が障害のある子供にとってのセーフティネットとしての役割を果たすなど、社会全体で特別支援教育が果たしている機能や役割、保護者等の特別支援教育に対する期待が再認識されるとともに、今後の課題も明らかになりつつある。